

地方在住組合員体育行事参加補助金交付要綱

対 象 当組合の組合員で、実施当日地方所在の事業所および支社・支店・営業所等に勤務しているもの。但し、首都圏および京阪神地区在住で、組合が開催する体育行事に参加した組合員および参加可能な組合員は除きます。

行事の範囲及び種目 (1) 事業所または地方支社・支店等において体育行事を実施した場合。
(2) 自治体、体育協会および業界団体等が主催する体育行事に参加した場合。
(3) 種 目
野球、テニス、バレーボール、ボウリング、ソフトボール、卓球、水泳、陸上競技、スキー、スケート、ハイキング、魚釣、運動会他。

※ 社員旅行の際に上記行事を行った場合は、対象外となります。

補助金交付の期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日までに実施したものに限ります。

補助金の限度額及び対象 (1) 補助金の限度額
補助対象となる体育行事に参加した組合員に対し、1人あたり年間2,500円を限度として交付します。

(2) 補助の対象
当該行事実施に必要とするもの（会場使用料、用具代、賞品代、弁当代等）に限ります。

(3) 補助の対象外
交通費、懇親会費および組合が対象と認められない費用。

手 続 き (1) あらかじめ、別紙様式1「地方在住組合員体育行事実施申請書」と「実施要綱」を組合宛に提出し、補助金交付事業としての承認を受けてください。

(2) 行事实施後、別紙様式2「地方在住組合員体育行事参加補助金交付請求書」、「請求者名簿」、「実施費用明細書」、「実施報告書」に必要事項を記入し領収書（現物）および成績一覧表・実施状況のわかる写真を添付し、各支店・営業所等を統括する本社の健保事務担当者を経由して組合保健施設課宛にご提出ください。

なお、大阪支部管掌事業所は大阪支部に提出してください。

問い合わせ 出版健康保険組合 保健施設課
電話 03-3292-5004（ダイヤルイン）
〒101-8304 東京都千代田区神田駿河台1-7

出版健康保険組合 大阪支部
電話 06-6944-4300（代表）
〒540-0012 大阪府中央区谷町1-7-4
MF天満橋ビル9F